

入院期間が180日を超える入院患者さんへ

入院療養期間が180日を超える入院患者さんは、健康保険などに定める一部負担金とは別に、保険外併用療養費として下記の料金負担が追加されます。

なお、この保険外併用療養費は適用除外になる場合がありますので、詳しくは医事課におたずねください。

記

一般病棟入院基本料 1日につき 2, 4 0 0 円

院長